

(一) 新法施行は、労働者階級に有利なる結果を齎すものと見做され、資本家階級に不利なる結果を齎すものと見做され、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(二) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(三) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(四) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(五) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(六) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(七) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(八) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(九) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

(十) 新法施行は、労働者階級の利益を保護し、資本家階級の利益を制限するものである。

◎臨時雇制度反對ノ件  
 (三) 評議會全國大會ニ本案ヲ提出スルコト

九條市岡支部提案 「可決」

我々が階級意識ニ目覺メルト同時ニ彼等資本家階級ノ搾取ヲヨリ巧妙トナツタ、即チ種々ナル暴法ノ施行ヲナスト共ニ工場ニ於テハ種々ナル手段ニ依ツテ吾々ヲ搾取シテ居ル、臨時制度モ其一ツデアアル。

- (一) 即チ此制定ニヨツテ
- (二) 解雇手當ヲ支給セズ
- (三) 職工ヲシテ本雇ニナル様ニ努力サセル
- (四) 即チ從順ト勤勉トラ職工ニ強ヒ始終不安ノ中ニ置キ
- (五) 此ノ制度ノ爲メニ多大ノ犠牲ヲ拂ツタ解雇手段ヲ有名無實ニシテ居ル

我々ハ此制度ヲ一掃スル爲メニ實行方法トシテ次ノ方法ヲ採ラン